

保育所・認定こども園の利用に伴う現況届のお願い

保育所・認定こども園などの保育施設を利用している方は、現況届を提出する必要があります。この現況届は、引き続き保育認定を受けられるかを確認するものです。現況届を提出しない場合、入所を取り消される場合もありますのでご注意ください。

対象者には個別に通知していますので、必ず期間内に手続きを行ってください。



- 対象者** 令和5年5月1日時点で保育所・認定こども園に通所中のお子様
※令和5年4月以降に入所の申請を行い、5月以降に入所したお子様は対象外です。
- 提出期間** 6月1日(木)～6月30日(金)※土、日を除く
- 提出先** 上毛町役場 子ども未来課 ※受付場所などの詳細については個別通知をご確認ください。
- 問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3127(内線227)

B型・C型肝炎ウイルス検査を受けましょう

B型・C型肝炎ウイルスは、感染してもすぐに自覚症状が出ないため気づきにくく、適切な治療を行わないまま放置すると肝硬変や肝がんにつながるおそれがあります。



ウイルス性肝炎とは

ウイルス性肝炎は、A、B、C、D、E型などの肝炎ウイルスの感染によって起こる肝臓の病気です。A型、E型肝炎ウイルスは主に食べ物を介して感染し、B型、C型、D型肝炎ウイルスは主に血液を介して感染します。

肝炎になると、肝臓の細胞が壊れて、肝臓の働きが悪くなります。一部の方では、倦怠感、食欲不振、吐き気、黄疸(皮膚が黄色くなること)などの症状が出ることがありますが、全く症状が出ないことも少なくありません。またB型、C型肝炎ウイルスは、進行すると肝硬変や肝がんを引き起こします。

近年、肝炎ウイルスを体の中から排除する薬も数多く開発され、肝炎も完治が期待できる時代となってきました。

早期発見・早期治療のため、肝炎ウイルス検査を受けたことのない方は受けるようにしましょう。

8月に実施する上毛町集団健診では、肝炎ウイルス検査を受けたことのない方に、無料でB型・C型肝炎ウイルス検査(血液検査)を実施します。

詳しくはお問い合わせください。

- 問い合わせ先 子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3127(内線226)

令和6年4月1日から相続登記が義務化されます

相続によって不動産を取得した相続人は、その「所有権を取得したことを知った日」から3年以内に、相続登記の申請をしなければなりません。

4月1日より前の相続も、義務化の対象になります。また、正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

詳細は、法務局ホームページをご覧ください。

具体的な相続に関する相談をご希望の場合は、司法書士への相談もご検討ください。

- ◎ 福岡県司法書士会 総合相談センター ☎0570-783-544
- 無料電話相談 平日18:00～20:00 ■ 司法書士紹介 平日10:00～16:00

ホームページリンク

- 福岡法務局HP「相続登記のご案内」
<https://houmukyoku.moj.go.jp/fukuoka/page000388.html>



- 法務省HP「あなたと家族をつなぐ相続登記～相続登記・遺産分割を進めましょう～」
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html



児童手当制度のご案内

～6月は支給月・現況届の提出月です～

- 支給対象** 中学校修了前(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方
- 支給時期** 手当は年3回、2月、6月、10月にそれぞれの前月分まで(4か月分)がまとめて支給されます。

支給額

| 児童の年齢 | 児童手当の額(1人当たり月額) |
|------------|--|
| 3歳未満 | 15,000円(一律) |
| 3歳以上小学校修了前 | 10,000円(第3子以降は15,000円) ※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。 |
| 中学生 | 10,000円(一律) |

所得制限限度額・所得上限限度額について

児童を養育している方の所得が、①所得制限限度額以上、②所得上限限度額未満の場合は、特例給付として児童1人当たり月額5,000円(一律)を支給します。

(例)扶養親族が児童2人の受給者の場合：①所得制限限度額698万円、②所得上限限度額934万円

※②以上の場合、児童手当は支給されません。【資格消滅となります】

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

- 現況届** 現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件(児童の監護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

上毛町では、受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を原則「不要」としてしています。ただし、以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。



〈現況届の提出が必要な方〉

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が上毛町と異なる方
- ②上毛町に戸籍や住民票がない児童(無戸籍児童)を養育する方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤その他、上毛町から提出の案内があった方

〈その他の届出〉

以下の変更事項があった方は子ども未来課に届出てください。

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がなくなったとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
- ⑥離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑦国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき



- 問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3127(内線229)